

和歌山県教職員住宅管理規程

平成9年和教委訓令第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県教職員住宅(以下「教職員住宅」という。)の管理に関する事務の取扱い及びその使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において教職員住宅とは、教職員の住居の用に供する家屋、工作物、自動車保管場所及びこれらに附帯する施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

(所管課)

第3条 教職員住宅の管理に関する事務は、教育庁給与福利課において処理する。

(住宅管理者)

第4条 教職員住宅の維持管理を適確に行うため、一団の教職員住宅ごとに住宅管理者を別に定める。

(班長)

第5条 一団の教職員住宅の代表者として、班長を置くことができる。

2 班長は、当該教職員住宅に係る連絡等を行う。

(教職員住宅入居者選考委員会の設置)

第6条 当該教職員住宅へ入居を希望する者(以下「入居希望者」という。)が複数ある場合は、教職員住宅入居者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の意見を聴いて教育長が入居者を決定する。

2 選考委員会の組織及び運営については、別に定めるものとする。

(入居資格)

第7条 教職員住宅を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育庁職員
- (2) 教育機関職員
- (3) 県立学校職員
- (4) 市町村立学校職員
- (5) 和歌山県職員住宅管理規程(昭和41年和歌山県訓令第1号)第6条に該当する職員
- (6) 和歌山県警察職員宿舍管理使用要領(昭和49年会第155号警察本部長決定)4に該当する職員
- (7) 教育長が特に必要と認める者

(入居許可申請)

第8条 入居希望者は、教職員住宅入居許可申請書(別記第1号様式)及び誓約書(別記第2号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 前項による教職員住宅の入居許可申請は、教育長が当該申請書を受理した日から3か月を経過する日までに当該申請に対する許可がないときは、その効力を失う。

(入居者の決定)

第9条 教育長は、入居希望者のうちから入居が必要と認められる者(以下「入居者」という。)を決定するものとする。

2 教育長は、前項により入居者を決定したときは、その者に教職員住宅入居許可書(以下「入居許可書」という。)を交付するものとする。入居許可書には、入居期間、使用形態等について必要な条件を付することができる。

(使用料)

第10条 教職員住宅の使用料は、月額とし、その額は、和歌山県職員住宅使用料単価表の例による。

2 使用料は、毎月の給料の支給日に当該月分を納付しなければならない。ただし、月の途中で入居を許可された者については、当該月の翌月分から使用料を納付するものとし、月の途中で退去する者については、当該月分までの使用料を納付するものとする。

(入居)

第11条 教職員住宅の入居許可を受けた者は、その入居を許可された日から10日以内に当該教職員住宅に入居しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該期間内に入居できないときは、その理由を明らかにした入居延期願を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項ただし書の規定による入居延期の願いがあったときは、その理由がやむを得ないものと認めた場合に限り入居すべき日を指定してこれを承認するものとする。

(入居者の心得)

第12条 入居者は、常に火災予防等に留意し、教職員住宅を正常な状態で維持し、使用しなければならない。

(改造及び転貸の禁止)

第13条 入居者は、その使用する教職員住宅を増築し、若しくは改築し、又はこれに工作物を附置してはならない。ただし、教職員住宅の維持管理に支障を及ぼすおそれのない軽易な設備又は構造物で、住宅管理者を経由して教育長の許可を受けた場合は、この限りではない。

2 入居者は、その使用する教職員住宅を住宅以外の用に供し、又は他の者に転貸してはならない。

(入居者の報告)

第14条 入居者は、その使用する教職員住宅がき損し、又は滅失したときその他異常を認めたときは、遅滞なくその旨を教職員住宅き損(滅失)状況報告書(別記第3号様式)により、住宅管理者を経由して教育長に報告しなければならない。

(賠償義務)

第15条 入居者は、その責めに帰すべき理由により、教職員住宅をき損し、又は滅失したときは、遅滞なくこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(経費の負担)

第16条 入居者は、次に掲げる修繕費及び教職員住宅の使用に伴う経費を負担しなければならない。

- (1) 簡易な造作の部分的修理に要する費用
- (2) 電気料、水道料及びガス料
- (3) 教職員住宅に付設した消耗機材の取替えに要する費用

- (4) 汚物、じんあい等の処理に要する費用
 - (5) 前各号のほか、専ら入居者の私用に係る費用
- (入居許可の取消し)

第17条 入居者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったとき又は教職員住宅の管理運営上必要があるときは、教育長は、その入居の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用料を3か月以上滞納したとき。
- (2) 入居許可書に記載された許可条件に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、この規程に違反したとき。

(退去)

第18条 入居者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったとき又は前条の規定により入居の許可を取り消されたときは、入居者(入居者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当する時においてその者と同居していた者)は、その該当することになった日又は入居の許可を取り消された日から20日以内に退去しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該期間内に退去できないときは、その理由を明らかにした退去猶予願を教育長に提出しなければならない。

- (1) 退職したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 配置換え、転職その他の理由により教職員住宅に入居する資格を失い(教育委員会の命令により他の部局、機関等に出向させられ、又は派遣されたときを除く。)、又はその必要がなくなったとき。
- (4) 県において当該教職員住宅につき教職員住宅の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。

2 教育長は、前項ただし書の規定による退去猶予の願いがあったときは、その理由がやむを得ないものと認めた場合に限りその退去すべき日を定めてこれを承認するものとする。

(退去の手続)

第19条 退去しようとする者は、退去の日の1か月前までに退去届(別記第4号様式)を教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りではない。

2 退去する者は、退去の際、当該住宅の異常の有無について住宅管理者の検査を受けなければならない。

(入居者の損失)

第20条 教職員住宅の管理運営上の必要により教職員住宅の入居の許可を取り消された場合又はその入居を共同で使用するものとされた場合において、当該入居者がこれによって損失を受けても、これを補償しない。

(自動車保管場所の使用)

第21条 入居者又は入居希望者(以下「入居者等」という。)は、教職員住宅の一部に自動車(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第2条第1項に規定する自動車で入居者等が保有又は使用するものをいう。以下同じ。)を保管しようとするときは、自動車保管場所使用許可申請書(別記第5号様式)を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに変更が生じたときは、自動車保管場所使用許可申請事項変更届（別記第6号様式）を教育長に提出しなければならない。
 - (1) 自動車の車名
 - (2) 自動車の登録番号
 - (3) 自動車の所有者
 - (4) 自動車の使用者
- 3 第10条第2項の規定は、自動車保管場所の使用について準用する。この場合、同2項中「入居を許可された者」とあるのは「自動車保管場所の使用許可を受けた者」と、「退去する者」とあるのは「自動車保管場所を明け渡す者」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に教職員住宅を使用している者については、この訓令による入居者とみなす。

附 則(平成11年1月14日和教委訓令第1号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月19日和教委訓令第5号)

この訓令は、平成13年11月19日から施行する。

附 則(平成15年3月14日和教委訓令第1号)

この訓令は、平成15年3月14日から施行する。

附 則(平成17年3月29日和教委訓令第9号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月21日和教委訓令第16号)

この訓令は、平成22年12月21日から施行する。

附 則(平成27年3月31日和教委訓令第11号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月9日和教委訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月12日和教委訓令第3号)

この訓令は、平成31年3月12日から施行する。

別記第 1 号様式(第 8 条関係) (表)

教 職 員 住 宅 入 居 許 可 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

所 属
職氏名 印
(職員番号)

教職員住宅に入居したいので許可くださるよう申請します。

記

1 入居希望住宅名(住宅番号) 教職員住宅(第 号)

2 入居希望年月日 年 月 日

3 申請理由 (具体的かつ詳細に記載すること。)

4 現在の住所

(裏)

5 家族構成 (同居する者について記載すること。)

| 氏名 | 続柄 | 職業 | 備考 |
|----|----|----|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

6 特記事項

7 所属長証明

上記のとおり申請者記載事項に相違ないことを証明する。

所属長職氏名

印

(注) 臨時的任用者は辞令の写し (所属長が原本証明したもの) を添付すること。

別記第2号様式(第11条関係)

誓 約 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

(入居者)

所 属

職氏名

Ⓔ

(職員番号

)

教職員住宅の使用については、「和歌山県教職員住宅管理規程」及び「入居者心得」を守ることを誓約します。

別記第3号様式(第14条関係)

教職員住宅き損(滅失)状況報告書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

(入居者)
所 属
職氏名 印
(職員番号)

このたび、教職員住宅を下記のとおり、き損(滅失)したので、和歌山県教職員住宅管理規程第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅名(住宅番号) 教職員住宅(第 号)
- 2 き損(滅失)箇所
- 3 き損(滅失)状況
- 4 き損(滅失)の原因
- 5 き損(滅失)の年月日 年 月 日

(添付書類)

- ・ き損(滅失)箇所のき損(滅失)前及びき損(滅失)後の図面各1枚
- ・ き損(滅失)箇所の写真

別記第 4 号様式(第19条関係)

退 去 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

(入居者)

所 属

職氏名

印

(職員番号

)

年 月 日

教職員住宅(番号第

号)を退去し

ますからお届けします。

別記第5号様式(第21条関係)

自動車保管場所使用許可申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

(入居者)
所 属
職氏名 印
(職員番号)

下記のとおり自動車の保管場所の使用許可を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め教職員住宅の使用については、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

記

1 入居住宅名(住宅番号) 教職員住宅(第 号)

2 使用開始年月日 年 月 日

3 保管場所を使用する自動車

| | | | |
|---------|--|---------|--|
| 自動車の車名 | | 自動車登録番号 | |
| 自動車の所有者 | | 自動車の使用者 | |

- * 当該保管場所の使用許可を受けようとする自動車の車検証から転記すること。
- * 自動車の所有者若しくは使用者は、申請者と同一人であること。
- * 使用許可を受けようとする保管場所の位置図を添付すること。
- * 戸数分の保管場所が確保されていない住宅については、当該住宅の入居者全員の同意書を添付すること。

4 所属長証明

上記のとおり申請者記載事項に相違ないことを証明する。

所属長職氏名

印

別記第 6 号様式 (第21条関係)

自動車保管場所使用許可申請に係る変更届出書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

(入居者)
住 宅 名 () 教職員住宅
住 宅 番 号 第 号
所 属
職 氏 名 印
(職員番号)

自動車保管場所使用許可申請に係る事項について、下記のとおり変更があったので届け
出ます。

1 変更日

年 月 日

2 変更内容

| 区 分 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|-------|-------|
| 自動車の車名 | | |
| 自動車登録番号 | | |
| 自動車の所有者 | | |
| 自動車の使用者 | | |

* 各項目とも当該保管場所を使用する自動車の車検証から転記すること。

* 自動車の所有者若しくは使用者は、申請者と同一人であること。

